

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

(平成 28 年 12 月 7 日 午前 10 時 45 分)

●議長 (小林幸雄) それでは、会議を再開いたします。

通告の 2 酒井 聡議員。

- 1 今期の倒木対策について
- 2 太陽光発電に対する考え方について

議席番号 7 番・酒井 聡議員。

なお、資料配布を求められましたので、許可し、配布してありますのでお願いいたします。

◆ 7 番 (酒井 聡) おはようございます。議席番号 7 番・酒井聡です。

今回の一般質問は、通告に沿いまして「今期の倒木対策について」と、「太陽光発電に対する考え方について」、この二点で伺ってまいりたいと思います。なお、今ほど議長の方からもありましたが、「太陽光発電に対する考え方について」ということで資料を配布させていただきましたので、後ほどご参照いただきたいと思います。

まず、今期の倒木対策について、伺っていききたいと思います。

12 月に入りまして、今朝ほどは、いよいよ本格的な冬の訪れ、役場庁舎から見える景色も大分白いものも、私の頭と同様目立ってまいりまして、いよいよ本格的な冬の訪れかなと。町長、笑い過ぎだと思うのですが、やってきました。12 月会議の冒頭の町長の挨拶の中にも、昨シーズンは記録的な少雪ということで、当町は冬のスキー場関連の皆さん、これが大きな観光の、そして産業の中核を占めるということで、大変心配をされたところでありました。また、雪解けの後黒姫、妙高、そして野尻湖といった水源を頼りにされている高田平野の農家の皆さんも水不足ということで、大変苦労をされたと聞いております。

そうした、いよいよ本格的な冬を前に、倒木対策、私もこの話については、過去に何度か質問をさせていただいております。特別豪雪地帯であり、かつ、山深く道路網が張り巡らされている信濃町にあって、冬期間の自動車運転、これは地元住民の皆さん、そして、スキー・スノーボードに訪れる観光の皆さんも含めて、自動車の運転については、路面に対する注意とともに、道路上にせり出した看板、あるいは樹木からの落雪、落水、それと枝折れ、そうした、上にも注意を払わなければならないというところは、ある意味リスクと言わざるを得ないところです。そうしたリスクを軽減するために、県道や主要町道、特にバス路線も含まれておりますので、そうした路線の倒木、及び危険木対策の必要性について、過去何度か伺ってきたところです。その質問の中で明らかになったこととして、どうしても、民法の壁と言えます、地権者に撤去の意志と行動が委ねられている、これがどうしても倒木対策の進まない一つの要因ではないかというところが現

状であると言えます。

そこでまず、過去の質問も含めてなのですが、この夏のシーズンを振り返り、おさらいといたしまして、倒木の恐れがある樹木の把握がなされているか。これは行政として十分行える部分だと思います。そういう観点から、今年度、担当課の方でパトロールを行ったと思いますが、その稼働実績、そして、行政側の自発的な撤去、あるいは住民の皆さんから行政当局に対する通報、それによって支障木の撤去が行われたのかどうか、そのあたりを伺って質問に入りたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 酒井議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。いろいろな意味で、町道関係も含めて、御心配をいただきましてありがとうございます。私は先般の、職員の皆さんにおける朝礼でも申し上げさせていただきましたが、いわゆる冬期間を迎えるにあたって、それぞれ所管する部署においては、冬の安全に万全を期してほしいというようなことを申し上げさせていただきました。

今、道路状況等についての御質問でございますが、当然、私ども道路管理者という立場としても、冬のみならず、この道路の安全確保というのは最も重要なことでありまして、そういう中で、現状としましては、それぞれ担当課において、道路の関係についてはパトロールをしながら、安全点検、そしてまた措置を行っていただいているというふうに報告をいただいております。私の方では、担当課からの報告によりますと、今年は支障木の撤去実績については、22 本ほど撤去したというようなことでございますし、パトロールについても一週間に一回程度、パトロールを実施しているというようなこともお聞きしております。以上、今御質問の関係については、お答えとさせていただきます。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） それでは、今、町長の方から答弁があったわけですが、私も、私の方から細かい点について御報告を申し上げたいと思います。

事前になかなか把握というのが難しい業務になります。事前に分かっているものの処理も、もちろん行っておるんですが、やはり倒木があつてからの処理という形で行われておまして、先ほどの実績で 22 本ということでした。実際に倒木の状態で、倒れた時点での処理が 17 本ございまして、あと事前にも、倒れそうで斜めになっているというような状況の中でいただいたものが、事前処理という形で 5 件あるということで、22 本ということです。

それから、パトロール等では、普段の業務の中では道路パトロールも兼ねて行っておりますし、10 月・11 月、台風のシーズンになります。強風の吹く季節もありますので、風の強かった後、吹いている時もそうなんですけれども、そういう時には、そういう時を見て、通常ではなくて風の強い時は、倒木のおそれのある地域、やはり倒木があるの

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

は、林、野尻の周遊道路、またそういった山沿いで発生しておりますので、ある程度地域が限定されるというようなこともありますので、そういった所のパトロールを重点的に行うと。11 月に関して言えば、パトロールの件数で 7 回行っております。以上です。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） そうした事前の処理、そして、警戒が万全であるかというところが、ひとつ大きな焦点になるかと思うのですが、その状態で、この冬はどうも乗り切れそうだという手ごたえはあるのかどうか、伺います。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） 全てが万全というのは、一言で申し上げにくいのですが、以前にも増して、そういったパトロールを強化していることもありますし、やはり危険な木が徐々に処理をされているというようなことで、以前よりは処理というか、対応が進んでいるというふうには考えております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 確かに、明らかにこれは危険であるというもの以外、予見するというのは難しいことだと思います。冒頭にもお話ししましたが、昨シーズンは記録的な少雪でしたし、数年続いていたマイマイガによる樹木へのダメージ、これも一旦終息したこともあって、目に見えて倒木だの、枝折れだのといった被害は少なかったように思います。しかし、長期予報によりますと、一転してこの冬は積雪の予測も、やや多いものと見込まれているようです。現に、北海道では平年よりも早く積雪のシーズンを迎えましたし、11 月の下旬から、道路交通にあっては、これはタイヤの履き替えが間に合わなかったということがあるかもしれませんが、死亡事故も何件か相次いで発生しているようであります。当町にあっては、そうした難しい予測の中で本格的な冬を迎えるわけですが、改めて伺います、枝の伐採が十分にうかがえたかどうか。もう一度伺います。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） 道路上に、枝とか樹木の木の一部が出ているというような状況が見受けられます。こういった状況で、通常のパトロールでも発見するのですが、やはり大型の車の上部、屋根部分が当たるといったようなことにより、そういった通行している方からの通報等によって処理をするようなケースもございます。また、住民の方から、地域の方からの連絡等もありますので、そういったものの対応は即座にやらせていただいております。

今年度、野尻の周遊道路の周辺になってしまいますけれども、枝払いをするハンマー

ナイフモアという機器があるんですけども、これはバックホーというか、重機の先にそういった枝を挟み込んで処理をするということで、そういったものについては5月と7月に、菅川・野尻間の枝払い作業を行ったということでございますので、除雪をする際にも、また支障が出る、除雪作業中にありますので、そういったものには、その都度、対応させていただきたいというふうに思います。以上です。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） 次に、ナラ枯れという話をしたいと思います。このナラ枯れ、後ほどお話をしますが、夏の間でも「この木は危険だよ」というサインを発している病気であります。通告を出した時と、今、町長がお持ちの最新の情報と若干のずれがあると思うのですが、その辺りちょっと御容赦をいただきたいと思いますが、新聞・テレビでも大きく報道されましたように、去る11月3日の午後、野尻湖畔、先ほどから周遊道路の話も出ておりますが、民有地内で、その当時ナラ枯れが原因とされる倒木事故が発生し、不幸にも、お一人の方がお亡くなりになりました。第一報が伝えられた際、この湖畔道路も含めて、野尻湖畔、周遊に関しては、町有地、町道、そういったものが多く点在しておりますので、行政側としても情報の収集は大変苦勞されたのではないかなと思うわけですが、第一報の際には、強風による倒木が発生をしたと。そして、ナラ枯れによる枯死がきっかけではなかったかということで、改めてこのナラ枯れという問題を見ていかなければならない、そのリスクがあぶり出されたわけですが、当町内、ナラ枯れの発生というのは、まず把握されているのか、その辺りの現状について伺います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） ナラ枯れの発生の状況ということですが、近年のナラ枯れの発生の状況につきましては、平成16年に、カシノナガキクイ虫によるミズナラが枯れる被害が信濃町で確認されて以来、毎年信濃町全域におきまして、目視でございますけれども、当町の職員がナラ枯れの調査を行っているところであります。特に野尻湖周辺の山林で被害木が多く、このカシナガが好む大形木のナラの木が多いためと思われております。近年では平成22年に、140本の被害木が確認をされまして、主に湖畔沿いの県有林の被害が大きかったため、百数十本を伐採、また搬出をして、被害の拡大に歯止めをかけるよう対応をしたところでございます。その後の被害につきましては、今現在、終息をしている状況で、今年度につきましては、十数本程度の被害木となっているところでございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） このナラ枯れというのは、松くい虫による被害とともに、古くか

ら全国で発生例が報告されています。今、課長の答弁にもありましたとおり、平成 22 年度、これは一応のピークとされていまして、そこから一旦終息に向かったものの、この数年また急速に全国で被害件数が増加しているようです。これは林野庁の取りまとめでも、そのようになっています。

今ほど説明のあったとおりカシノナガキクイ虫、5 ミリほどの昆虫です。5 ミリの昆虫というのは、私どもの目からするとアリ程度、アリよりも小さいかもしれません。それを一匹一匹つぶしていくというのは、まさに至難の業ですし、包括的に被害を防ぐというのは、非常に難しいものがあるのではないかと思います。見つけたら、伐採をする、これが一番の対応策になるのかと思います。

そうしたことが取りまとめられている、マニュアルが存在します。今日は持ってきておりませんが、林野庁では、全国での被害状況の取りまとめ、今ほど申しました対処方法と予防策、そういったものを取りまとめた「ナラ枯れ被害対策マニュアル」というものが存在します。27 年 3 月ですから、今の急速な被害状況に合わせて改定版も発行されています。この「ナラ枯れ被害対策マニュアル」が当町においていかされているか、また、参考にされているのか、担当の現状を伺います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） マニュアルをどうにかしているかということでございます。ナラ枯れの被害木につきましては、基本的に目視で確認をしておりますが、夏の盛りに葉が赤褐色になり、その後、葉が落ちて枯死していくというような状況でございます。また、枯死した後は、1・2 年で小枝が、3 年ごろから大枝が落下して、5 年後には倒木する危険があると言われております。町におきましては、毎年夏に被害木の状況調査を目視で行いながら、被害が拡大しないよう、マニュアルや県の指導をいただきながら対応しているところでございます。今年度におきましては、まとまった地域での被害ではなく、既に枯れてしまった木がほとんどであったため、特に対応はしていない状況でございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 今ほどの課長の答弁にもあるとおり、このナラ枯れというのは非常に分かり易いサインを発しています。夏においても紅葉のような葉の色になる。これは県外から訪れる観光客の皆さんには、とても不思議な光景だと思います。緑盛りの中、一本だけ木が紅葉していくというのは、それはとても珍しい光景ではあるかもしれませんが、一方で危険をはらんでいるということで、非常に分かり易いサインを出している。見つけたら、対応は、し易いということの裏返しでもあるのかなと思います。

そうしたことから、今、周遊道路の話が中心ですが、他の地域、そして民家など周辺施設に被害を及ぼすおそれというのが、確認されているのかどうか。これは非常に分かり易いサインだと思うので、野尻湖以外の状況というのはどのようなになっているのか、

伺います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 特に今現在、道路沿いですとか、民家等での被害というのは、確認はしていない状況であります。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） こうした樹木を住民の皆さんが発見した際、対処方法、それと撤去に関することもそうなのですが、行政として指導するところもあるかと思えます。その辺りの、行政の取る立場について伺います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 道路沿いや民家などに、被害が生ずるような木を確認した場合におきましては、樹幹への薬剤の注入ですとか、伐採をして焼却ですとかチップ化するなど、また地権者の方へ指導をしていきたいと思っております。また、病害虫が急激に蔓延して、森林資源に重大な損害を与えるおそれがあるような場合におきましては、県の指示を受ける中、地権者の同意を得ながら、国県の補助事業を活用して町が伐採して、搬出して焼却する等の対策を取ることとなります。ナラ枯れの知識、またそれによる危険性の知識、対処方法については、今後、広報等でも改めて周知していく必要があると思っております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） その辺りのことを、地権者の皆さん、山林所有者の皆さんに広報を進めていただきたい。ちょっとしたことで、病原の元になり得るということですので、これはとても危険なことですので、周知徹底をお願いしたいと思います。

また、行政、町役場として、タッチできない部分の話ですが、当町においては、鉄道、そして高速道路など、行政が直接関わらない、いざという時の復旧工事の事業が代行で行えないというような交通網も整備されています。これらの交通網は、地域に潤いをもたらす大動脈である一方、寸断された際のダメージもまたこれも大きいわけですし、過去の数々の災害、7.11をはじめ、数々の災害から学んでいるところと考えます。こうした線路あるいは高速道路に面した部分の倒木対策について、関連事業者等の連携について、行政としてどのようになっているのか伺います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 基本的には、鉄道や高速道路などに影響する民有林につきましては、事業者が対応しているものでございます。ただ、今回、目視で調査をする中で、そのような箇所が隣接しているような場合につきましては、町のほうからも連絡をさせていただきたいと思っております。倒木によりましてその施設の機能が停止した場合には、停電であったり、交通障害であったり、また町民への広報については防災無線等で町が連絡をするなどの体制、そういう部分での連携はしていきたいと思っております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） 是非、関連事業者との連携を密にして、大きな災害の起きないような体制を取っていただきたいと思っております。信濃町は、地方創生事業の一環として森林資源の活用を、柱、それも芯柱に据えております。「森と人の共生による暮らし育み事業」、これが地方創生の信濃町版の大きな柱であります。森林資源が、時に人々の生活に対して牙をむくようなことは、私は決してあってはならないことと考えます。行政にあっては、そうしたことのないよう、施策の研究と未然に防ぐ努力、これをお願いして、次の質問に移ります。

次に、太陽光発電に対する考え方について、伺ってきたいと思います。

地球に優しい発電システムとして再生可能エネルギーが注目されてから、大分時間が経過しています。特に、太陽光発電に関しては、東日本の震災、そして東電の原発事故、その後の首都圏あるいは関西圏のエネルギーの供給問題、そういったところから注目をされ、また国を挙げて、またマスコミも、普及に力を入れていると、そういうところです。以前にも、同僚議員の皆さんからも、例えば小水力発電、あるいは太陽光発電について質問も出されているところです。ここにきて、当町の観光の柱、特に冬の観光の柱であります黒姫高原において、太陽光発電の施設の稼働、あるいは設置予定の計画、また、先ほどの森山議員さんの質問にもありました、それらにまつわる噂話、そういったことなどを耳にすることが多くなってまいりました。

こうした太陽光発電の施設は、許認可制の、基本的に民業として行われています。許認可制というのは、経済産業省に対する認定を取り付けるという部分です。一部、大阪府のように自治体をあげてメガソーラーシステム事業を行わない限り、行政側がこの設置に関与するというわけではないわけです。全国各地で、太陽光発電の施設の設置に関するトラブルが起こっていることもあり、技術的には素晴らしいとされるものであっても、法律が追いついていない、そういうところが問題点として挙げられています。

ここでまず、太陽光発電施設が、当町内にどれほど設置されているのか状況を確認する上で、個人・企業も合わせて、当町内で発電による売電という行為が行われている現状について、行政として把握できているのかどうか伺います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 先ほど議員からもお話がありましたとおり、こちらの届出につきましては、経済産業省のほうになるということで、直接的に町への手続きが必要だということもございませんし、また、地域によりましては、補助制度を設けておりまして、その補助の関係で申請がある場合もございます。そういうことも当町では取組んでおりませんので、直接的な把握というのはできておりませんが、間接的には、先ほど議員からも資料提供いただいた内容でございますが、固定価格買い取り制度における再生可能エネルギー発電設備の導入状況につきましては、資源エネルギー庁のホームページで公表されております。それによりまして平成 28 年 7 月末現在で、10 キロワット未満・比較的小規模の導入件数が 45 件、10 キロワット以上・比較的大規模な導入件数が 6 件となっております。うち、50 キロワット未満が 5 件、50 キロワット以上 500 キロワット未満が 1 件となっております。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 先ほど配布をさせていただきました資料の 1 - 2 「関係法令の遵守を担保するための仕組み」という部分ですが、この左下の表ですね。表というか図ですが、自治体関係省庁への情報提供システム、これが稼働していると。これによって、ある程度の追跡は可能だという解釈でよろしいのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） いただきました資料の下側にもございますが、情報提供システムにつきましては、平成 28 年 4 月 1 日から稼働、運用開始となっております。で、当町におきましては、このまだ、情報提供システムの内容の確認という手続きが済んでおりません。と申しますのは、先ほどお話もございましたように、当町におきまして、太陽光発電の可能性あるんじゃないかというのは、お話も住民の方からお伺いする中で、現在、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の規定に基づいた協議を経産省と進めておりまして、この協議が整いますとパスワード等が交付をされまして、そのパスワードに基づきまして、申請内容等の確認ができるようになりますので、今後、申請内容等について、パスワードを得る中で確認をしてまいりたいと考えております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） そうしますと、先ほど個人・企業も合わせてというふうに、私、伺ったのですが、10 キロワット以下の発電、これはおそらく民家の屋根の上のソーラーパネルの規模を指すので、個人だと思うのです。で、10 キロワット以上が 6 件あると、これがいわゆる、土地にソーラーパネルを設置するような仕組みではないかと思いますが、

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

その解釈でよろしいのかというところと、それ以上の追跡は今の時点で役場としてはできないという解釈でよろしいのか、お願いします。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 10 キロワット未満の導入件数につきましては、ほぼ、住宅の屋根等のものだと思っております。また、10 キロワット以上の導入件数につきましても、従前は工場等の屋根に設置をするような事例があったと思いますけども、近年になりまして、土地に、原野等に設置をする事例が出てきたということで、状況が若干変わってきたのかなと思っております。で、そういう中で今回、把握をしておる内容につきましては、もう現状で設置をされたものと、また、既にこちらのほうに届出といいますか、国土利用法等の届出があったものについては、把握をしているという状況でございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 追跡ということで、別の観点から伺いたいと思うのですが、売電ということは、当然、収入があるわけで、それは所得税の源泉が発生するわけです。ソーラーパネルを置くということは、原野にしる、山林にしる、固定資産税が若干変わってくる、そういうところからの追跡というのは可能なのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） はい、個人の住宅用の一般住宅に設置したようなものについては、そのようなことは可能ではありませんけれども、まず、事業用であれば、事業用の固定資産税というものが発生してまいりますので、そういう面での把握は可能だと考えております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 現状についての把握ということは、不可能ではないという解釈かと思えます。

次に、今後そうした発電施設の設置予定の計画、現行の法律では、担当の自治体には報告しなくていいということにはなっていますが、そういった配置予定の計画があるのか、ないのか、行政が持っている情報を伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） はい、先ほどもご説明した内容と同じなんですけど、資源エネルギー庁のホームページで公表をされておりました、先ほどまでは導入済分だったわけで

ございますが、新規日程分としての数字が公表されております。10 キロワット未満が 14 件、10 キロワット以上が 43 件でございます。うち、50 キロワット未満が 39 件、50 キロワット以上 500 キロワット未満が 3 件、1000 キロワット以上 2000 キロワット未満が 1 件となっております。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） 後ほど、この関係法律が見直されて、4月1日から新しくなるという話をさせていただきますが、そこを境に、これから設置をしようとする事業者の皆さんに対するハードルというのが、どんどん高くなっていく、これを前提にお話をしていきたいと思えます。

では、現行法にどんな不備があったのか、そこをまず、説明しつつ伺っていきたく思うのですが、山梨県に北杜市という街があります。これは太陽光発電施設の乱立が問題となりまして、テレビ・新聞で大きく取り上げられたところです。八ヶ岳山麓の風光明媚な町ですが、この自治体は、耕作放棄地や荒廃地の解消とともに、その晴天率、晴れの日の確率の高さから、地域おこしの一環として行政としての補助金の交付など、積極的に太陽光発電施設を誘致しました。それを推進してきました。その結果、確たるガイドラインも設けずに、ただ誘致だけ行ってしまった経緯もあるので、立地の規制もなく、民家の脇、道路の際、そういった所までパネルが設置をされまして、一部は熱害、それと光害、車の運転に非常に支障のある光を発するというので、光害の発生源となり、景観が損なわれる事態となりました。そうしたことを受けて、山梨県の方では、急遽、事業者に対するガイドライン、これは条例でも要項でもなく、事業者に対するガイドラインを策定し、その中には、富士山麓、八ヶ岳、南アルプスといった世界遺産、国立公園、国定公園とその周辺での事業を行わないでください、そして防災上や、農業環境、特に山梨の場合は果樹が盛んですから、ぶどうや桃に光の加減で横から光が当たるようなことのないように、そういった農業環境の維持、そういう保全を思って規制しましょう、そういう内容が、ガイドラインに盛り込まれています。

後ほど、我が信濃町での、この条例整備についての是非について伺いますが、その前にまず、法が整っていない時に起きた山梨県での一連の出来事、その流れに対して、町としてどのような感想をお持ちか、伺いたいと思えます。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 北杜市の例を今、教えていただいたわけですが、特定の市町村に関してのコメントということではなく、太陽光発電施設の立地に適した市町村では、急速な導入に伴う景観面への影響を少なくする目的で、条例や指導要綱などで地元、区等への事前説明会の実施や、行政との事前協議などを規定されて取組まれており、北杜市、また山梨県でも、同様な状況だというふうに認識をしております。今後、当町におきましても、国県の対応を見る中で、自然景観や環境との調和に配慮した設置

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

を求める仕組み作りも、このような事例をみる中で必要だというふうに考えております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） 以前、ドローンについての質問の時にも触れましたけれども、太陽光パネルもそうです。優れた発明品、開発をするというのは、喜ばしいことです。ただ、それをいかに運用するのか、これをやってはいけないという規制の方が、後から後からついていく、これがひとつの問題になっているのかなと思います。

この質問の本当のキーのところとして、一般論として環境に優しいとされるこの太陽光発電施設が、逆に一部の自然環境を破壊をしている、このことに、大きな矛盾を感じるわけです。これは、矛盾点として突かざるを得ないところだと思います。こうした矛盾点についての見解を伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 全国的にみますと、東日本の大震災に起因します原子力発電所の活動停止などによりまして、電力需給が、御存じのように逼迫をしたというような状況もございました。その経過から分散型電源としまして、再生可能エネルギー発電の必要が高まってきているということでございます。平成 24 年 7 月に再生可能エネルギーの固定買取制度が開始されたこと等背景に、事業用太陽光発電施設の設置が、急速に進んでおるといのが現状だと思います。で、当町におきましては、昨年 12 月の策定をしました「第 2 次信濃町環境基本計画」におきましても、住民・事業者の取組みとして、太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの導入に努めることを掲げ、同時に自然景観の保全についても施策としている中で、自然景観の保全に十分配慮した上での太陽光利用が求められるものと考えております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） 町でも、そうした方針を持っているというところだと思います。これから、法律について話をさせていただきたいと思います。

お配りしました資料の、細かい字がいっぱいある方です。「固定価格買取制度（FIT）見直しのポイント」、これが法律の改正に係る部分です。FIT、正式名称が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」。法律も条例も、どうしてこういう舌をかみそうなものが多いのか、ちょっと納得いかないのですが、この法律が平成 24 年 7 月に導入されました。東日本の震災、原発の事故、そういったことを受けての流れです。それ以降、ソーラーによって発電された電気の売買が自由化されました。それによって、発電設備の施設数も急速に増加しました。

現行法に照らしますと、売電期間は家庭用・産業用によって、電力会社と発電事業者間の契約が行われます。家庭用発電で 10 年、産業用の発電に関しては実に 20 年、こう

いう長期契約が設定されていると。特に、国あるいは自治体から補助を受けた事業については、その契約期間は事業撤退あるいは設備の撤去、そういうものが事実上不可能になっている。それは 20 年、その状態が続くと、こういうことになっています。

一方、電気事業法に照らしますと、50 キロワット以下、屋根の上の設備もそうですが、こうしたものは一般用電気工作物、そして、50 キロを超えるものは発電所とみなされています。どちらにしても、基準に適合させるという義務はありますし、取り付けの際にも専用の免許を持った方がやるというところなのですが、50 キロワット以下のものに関しては、一部認可の届出は、もちろん計画の開示や検査まで不要とされています。それは、今の法律のザルと言われる部分ですが、もちろん住民に対する説明も不要となっています。これらの基準は、発電量ごとに、経産省が定めた基準があります。それによって報告事項が順次設定されまして、2000 キロワット以上、いわゆるメガソーラーの中でも超メガソーラーと言えるような大規模なもので、ようやく全ての項目の届出が義務付けられて、可視化ができる。

そうしたことから、届出不要な小規模設備の乱立が、住民環境への悪影響、景観の破壊、先ほどの山梨県北杜市の例であります。特に、森林の伐採が見られるようになりました。これはどうしても、固定資産税、それと土地の買取り価格が低く抑えられるということで、地方の森林がどんどん切られ、どんどんソーラーパネルが置かれているという状態になっています。中には、売電の事業そのものを投資対象として、パネルに対する投資として、権利を売買するというような事業者まで出てきました。

町では、こうした事業を行っている業者はいないと思います。と思いますが、こうした流れについてどのように思っているのか、感想といたしますか、見解といたしますか、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） まず、太陽光発電についてでございますが、公務上の体験でございますけれども、平成 24 年度に信濃町議会の皆さまの委員会の視察に同行させていただく中で、新潟県の太陽光発電所も見学をさせていただきました。その中で、積雪量も当町よりも少なく、冬期間の温度も、気温も私どもの町より低めということで、雪が常にパネルの上にかかるような状況ではないということ、また、立ててある柱もそれほど高くはなかったということ、見学をさせていただいたわけでございますが。そういう中で、当町の土地に定着をして、そういうものがこれから出てくるというのは、なかなか難しいのかなというような感想を持って帰ってきた記憶がございます。

ただ、そういう中で、今回、土地に太陽光パネルを設置するという事例が出てまいりました。そういう中で、今年の 4 月でございますが、町長と相談をする中で、現在、町にあります「土地利用事業等の適正化に関する指導要綱」の指導基準の中には、太陽光に関する基準ができておりません。そういう中で、町長と相談をさせていただく中で、この指導要綱に太陽光の基準を盛り込めないかということで、課の組織目標と設置をしまして、年度内に整備をしていきたいというようなことで、進めてきて、検討を進めて

きておるわけですが、現状におきますと、それよりも、検討のスピードよりも、実際の設置の計画等のほうが進んできているのかなというような感じを持っております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） 今、「要綱で」という話がありました。その前にまず、法律がどのように変わるかというところを説明しながら、伺っていきたいと思います。

お配りしました「固定価格買取制度（FIT）見直しのポイント」、これが、法律がどのように変わるかということ割合分かり易く記されているものです。来年度4月から、この法律が一部改正されまして、基本的には、売電における固定価格の見直し、それと設置に関する認定基準、このハードルが大きく改正されることとなりました。設備、設置に関しては、今までいわゆるザルと言われていた部分が大分網羅されてきてまして、先ほどの電気事業関係の二つの法律に加え、関係する法律、建築基準法、農地法、土壌汚染対策法、都市計画法、そして森林法等々の法律や、県あるいは各自治体が定めるところの景観条例や土地開発条例など、そういったところの基準から、今度監視されるようになりました。いずれかに抵触した場合は、認可取り消しも可能になると。資料をめくっていただきまして「法令違反事案への対処」というところが分かり易いかと思いますが、こういった流れができるようになりまして、今まで住民運動に頼っていた部分が、法律あるいは条例の整備で十分可能になってきた。

これは大きな一歩ではないかと評価しているのですが、この一連の流れの中で、今、要綱からという話もありましたが、町としてできることも、おのずと見えてくるのではないかと思います。再度伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） はい、今回の法改正につきましては、今、議員からもお話いただきましたように「関係法令に違反し、関係省庁や自治体より指導、命令等なされた事案について、認定取り消しまでできる仕組みとする」ということは、これ非常に踏み込んだ内容だというふうに考えております。法律上の文言で言いますと、法令というのは、町でいいますと条例、規則までということで、指導要綱等はそれに該当してこないわけですが、そういう中で、今回、まず、もうひとつ今回の法令の改正によりまして付け加えられたものにつきましては、事業計画の策定のガイドラインが施行されるということでございます。現在、資源エネルギー庁におきまして、事業計画ガイドラインの内容が検討中ということでございます。この内容が近々、案につきましてパブリックコメントの募集がされると聞いておりますので、その内容等を注視をする中で、また、内容等については把握をしていきたいと思っておりますけれども、現状、主に行われておりますのが、景観条例というものを策定をして、その中で届出等について規定をして進んだものでありますと、基本的には届出がされない場合の罰則等を設けるということが

ございますが、当町におきまして、現状で景観条例等ございませんので、そういう中で、要綱の整備というものを、まず進める中で、その次の段階として必要であれば対応してまいりたいというふうに考えております。

また、今年の 12 月 1 日に施行されます「長野県景観規則」というのがございます。この一部改正におきまして、景観行政団体である市町村を除く市町村の区域を対象としまして、平成 28 年 12 月 31 日以降に着手される築造面積 1000 平方メートルを超える規模の太陽光発電施設が、届出の対象となってまいりました。「長野県景観規則」に基づきまして、配置、景観、配置規模、形態、意匠、材料、色彩等、敷地の緑化等に指導が実施されることになっておりますので、この面につきましても、県との連携による指導を進めてまいりたいと考えております。

このような国県の状況がございますので、それに合わせまして、要綱との整備をまず進めまして、その次の段階につきましても、国県の内容を確認させていただく中で、検討させていただければと考えております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） ようやく国、そして県も動き出したというところかと思えます。法律というものの大原則として、住民生活や環境等々、守るべきものは守っていかなくちゃいけない。そのために何者かは規制しなければいけない。そのためのルールが、当然、法律の基本的な考え方です。

ただ、法律ということは、全国を標準化した規程が主となります。長野県や新潟県、それぞれ事情が異なるような自治体には、それぞれの事情というのが反映しづらい部分があります。今、県の方でも動きがあるという話もありましたが、先ほど山梨県での事例も紹介いたしました。長野県内でも事業者向けのガイドラインの策定、今、県の方でも動きがあるという話もありました。条例整備については、全国の様々な自治体において、環境影響評価条例、景観条例、都市開発等々に係る条例、それぞれの切り口で、太陽光発電の施設の設置に関する規制を加えているところが見られているところです。

当町の場合、今ほど課長の方からも、景観条例を町として独自に持っていないというところがあったと思います。法改正と並行して、こうした発電・売電事業者に対しては、発電規模の制限なく、地元業者に対する設置計画などの情報開示の義務付け、次に環境アセスメントの観点から、地元住民に対する説明の義務化、そういったものが行われる必要があるものと考えます。ゆくゆくは条例化をして、透明性のあるものでなければならぬと思いますし、例えば町が掲げる、暴力団あるいは暴力団と関連する企業を排除するという理念まで、要綱では踏み込みづらい部分もあろうかと思えます。そういった部分からもしっかりと整備されないと、大変なことになるというような危惧も感じるわけですが、そのあたりの感覚として見解を伺います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 今回の御質問をいただくに当たりまして、そういう規制等行われている自治体にも電話等でお話をお伺いしたわけですが、ある自治体では、これから新規の導入を認定されている件数が 3000 件を超えるというような市町村のお話もお伺いをしたところでございます。で、それぞれお伺いする中で、景観条例、また、指導要綱等もお持ちなんです、やはりその中で、課題としますと、開発の規制というものにつきましては、憲法に保障された財産権侵害の関係もあるということが、非常に壁になっているというふうに伺っております。条例による事業停止などの措置については限界があるということで、国において認められた計画につきましては、基本的に、最終的には御協力をお願いするという内容でございます。条例、規則、要綱等の規制については、なかなかそこまで踏み込めない、というのが現状であるというようにお話もお伺いしております。

そういうことも念頭に置きながらでございますが、まずは、指導要綱等整備をする中で、次の段階についても、国県の状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） なかなか難しい部分もあるのは承知なのですが、大都市にお住まいの皆さんの生活を潤すための電気というものを、信濃町のような地方の森林を開発することによって乱すということの矛盾、ここはやっぱり、地元に住んでいる人間としても、声を大にして上げていかなければいけないところだと思います。立地条件については、やはり発電設備の設置を目的とした森林開発、これはどうしても成すべきではないというのが理想です。今、財産権というお話をされると、如何ともしがたいところもあるのですが、先ほど申し上げたとおり、この質問のキーです、「環境に優しいとされる施設を作るのに、環境を破壊する」という行為は、これは趣旨に健全性を全く見いだせないわけで、ここはやはり、地元の自治体としても声を上げていかなければいけないところだと思います。

事業者が、現状、申請する先は、あくまでも経済産業省の経済産業局であり、決して地元の自治体でもなければ、環境省でもない。こういうところの地域ごとの事情の反映というのは、たとえ法律が改正した後でも、何らかの不備を縫ってくるというのが、人間の知恵というか、性というか、そういうところも否定はできません。そこはやはり、しっかりとした条例で補って、太陽光発電という施設が誰からも歓迎される施設でなければならない、そう考えますが、改めて、条例整備の是非について、思うところを伺います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 今、太陽光の関係で、いろいろと酒井議員から詳しくいろいろな御質問、各方面にわたって御質問をいただいているわけでございます。

それぞれ今、現時点の経過等々も総務課長からも答弁があったとおりでございまして、

関係法令がどういうふうな内容で具体的になってくるのか、そしてまた、これ私、酒井議員と全く同じ考えなんです、どうしても国は、全国に網を一つにかけた法律だとか、作らざるを得ない立場でもありますから、その中で、それぞれの特殊事情といいますか、そのことが法令に反しない限りにおいて、どういう規制ができるかというのは、それぞれまた、対応すべき事柄かなというふうに思います。

そういった意味で、当面、指導要綱で今、検討しているところでございますが、必要な状況があるとすれば、そしてまた他の法令に違反しないというようなことになれば、そういう中で、しっかりとまた対応していくということが大事になってくるかなというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） 今の力強い考え方と解釈をして、期待したいと思います。先にも触れましたが、信濃町は地域創生事業の一環として、森林資源の活用、これを柱、それも芯柱として据えています。間伐材によるバイオマス事業が、その柱の中心になろうとしています。環境に優しいエネルギー生成のために、何度も申し上げます、無用に自然を破壊する行為は、厳に慎むべきと思います。そして先の、9年生の模擬議会が、昨年、今年とありましたが、森林に対する思いというものを、そういった世代につなげていかなければいけないというの、私たち大人の責任ではないかと考えます。こうした自然に優しいエネルギーを、自然を壊さずにやっていくんだというところを、最後に町長の見解を伺って、時間がまいりましたので、質問を終わりにします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 基本的には全く同じ思いでございますが、いわゆる、自然と新しい事業といいますか、その兼ね合いということになるかと思えます。私は、今、御質問もお伺いして、このソーラーパネルがむしろ、耐用年数が過ぎた時、全国一斉に廃棄処分になるわけでありますから、その時の産業廃棄物というのは、どういうふうになるんだろうというふうな余計な心配も、今、しているところでございます。当面、私も信濃町においては、できる限りのこの自然を守りつつ、また、ひとつには国策としての新エネルギーということでもございますので、まさに調和の取れた開発、開発といいますか、町としての対応が大事かなというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） 以上で、質問を終わります。

●議長（小林幸雄） 以上で、酒井聡議員の一般質問を終わります。

この際申し上げますが、午後1時まで休憩といたします。（午前11時41分）